

仕 様 書

1. 件 名 タクシー利用契約

2. 契約期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

3. 契約単価

関東運輸局長認可運賃及び料金

4. 請負にあたっての条件

- ・ 関東運輸局長から一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可並びに運賃及び料金の認可を受け、営業区域が「特別区、武蔵野市及び三鷹市」または「八王子市、日野市、多摩市、稲城市及び町田市」であること。
- ・ 24時間配車可能であること。
- ・ 料金後払いチケットが使用できること。
- ・ 本役務契約に係る事務手数料がかからないこと。
- ・ タクシーチケットは乙の負担において作成すること。
- ・ 甲から料金後払いタクシーチケットの請求があった際、必要な数量を7営業日以内（請求日含む）に納入可能であること。
- ・ タクシーチケットには以下の内容を記載するものとする。
 - 1) 乗車区域「特別区、武蔵野市及び三鷹市」または「八王子市、日野市、多摩市、稲城市及び町田市」
 - 2) 使用期限（平成30年3月31日）

5. 契約内容

- ①発注者 独立行政法人国立高等専門学校機構本部（以下「甲」という。）が配車を申し込んだときは、受注者（以下「乙」という。）は指定した台数、時間および場所にタクシーを配車する。
- ②タクシーを使用し下車する際、利用者が乗車券に乗車走行料金、高速道路通行料金、有料道路通行料金及び有料駐車場料金等を正確に記入し、乙の乗務員に手渡す方法によりタクシーを利用する。
- ③②に定める乗車走行料金について乗車券に記入する金額は、車両に備え付けの料金メーターに表示された金額とする。
- ④乙は利用者が使用した乗車券の利用枚数を月の末日で締め切り、乗車券に記載の金額を集計し乗車券及び甲各部局単位の請求明細書を添付して、甲に提出する。
- ⑤その他、本仕様書に記載されていない事項については、契約書及び甲と乙との協議により実施することとする。

6. 料金後払いチケットの納入場所

- ・ 独立行政法人国立高等専門学校機構本部財務課